

## [保有資産目録記載要領]

### 1 (1) ア 建物

- 名称…〇〇町内会集会所、△△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること  
(参照：不動産登記規則第 113 条)
- 臨床面積…不動産登記規則第 115 条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとすること。  
(注) 不動産登記規則第 115 条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区画建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」
- 所在地…市町村内の地番（不動産登記法第 44 条、不動産登記規則第 97 条、第 98 条）及び家屋番号（同法第 44 条、不動産登記規則第 112 条）まで記載すること。

### 1 (1) イ 土地

- 地目…不動産登記規則第 99 条に定める区分により定めるものとすること。  
(注) 不動産登記規則第 99 条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」
- 面積…不動産登記規則第 100 条に定める「地積」と同一とすること。  
(注) 不動産登記規則第 100 条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」
- 所在地…市町村内の地番（不動産登記法第 35 条、不動産登記規則第 97 条、第 98 条）まで記載すること。

(立木の所有権については、1 (1) イ土地の「地目」を「樹種」（立木に関する法律第 15 条第 2 号）、「面積」を「数量」（同法第 15 条第 2 号）と読み替えて記載すること。なお、所在地については「立木に関する法律」第 15 条第 1 号の事項に留意すること。)

(注) 立木に関する法律第 15 条第 1 号「樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於いては其の部分の位置及び地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」

- ### 2 (1) ○権原…不動産登記法第 3 条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとすること。 (地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権)
- 不動産の種類…土地、建物及び木立の区分によること。
  - 所在地…原則として 1 に同じ。
  - 資産の種類…国債、地方債、社債については銘柄（社債の場合は「何会社及び数量物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」）、券面金額及び取得金額を記入すること。その他の資産については、当該資産の種類（車両、船舶等）、取得金額及び取得数量を記入すること。